

# 名家連ニュース

令和5年7月20日(木)  
発行:特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 池山 豊子  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.942号

## 名家連ニュース939号の下記内容を訂正しお詫び申し上げます

令和5年度の夜間・休日における警察官通報等の対応体制の整備について

### 3. 窓口の運用時間の曜日について記載漏れがありました。

(3) 運用時間 平日:月、火、木、金 17時30分から翌朝8時45分  
土日・休日・年末年始 9時00分から 19時59分



(誤) 土日・休日・年末年始 9時00分から19時59分

(正) 水・土・日・休日・年末年始 9時00分から19時59分

——— 水曜日が記載漏れとなっていました ———

## 名古屋市障害者基本計画・障害福祉計画の用語解説

名古屋市の第5次障害者基本計画、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画が障害者施策推進協議会及びその下に設置された策定部会において精力的に審議がすすめられています。

《障害者基本計画》 この計画は「障害者基本法」に基づく「市町村障害者計画」です。

全ての障害者及び家族などに対する支援や地域社会へのアプローチのための指針として、障害者の自立と社会参加などを支援する施策を推進します。

《障害福祉計画・障害児福祉計画》 この計画は「障害者総合支援法第88条」に基づく「市町村障害福祉計画」と「児童福祉法第33条の20」に基づく「市町村障害児福祉計画」です。「障害福祉計画」としては、障害のある方が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について定めるものです。「障害児福祉計画」も同様に定められます。

《障害者基幹相談支援センター》 障害者等とその家族の方の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用や各種制度の活用に関することなど、様々な相談に応じる身近な相談窓口として、各区に1か所設置されています。また、障害者賃貸住宅入居等サポート事業も行なっています。さらに、地域における相談支援体制の充実を図るため、区役所・保健センター等と連携しながら「自立支援



連絡協議会」を運営しています。

《障害福祉サービス》 総合支援法においては、個別給付としての自立支援給付に係る諸サービス、具体的には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自援助立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をさします。

《地域活動支援事業》 在宅の障害者が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供を受け、社会との交流促進等を行う事業です。名古屋市では、地域活動支援センターについて、国の示すⅠ型～Ⅲ型を踏まえ、独自に地域活動支援事業として、地域生活支援事業の中に位置付けています。地域活動支援事業3つに分類されます。



区 分	事 業 内 容
精神障害者 地域活動支援事業(Ⅰ型)	創作的活動の提供や自主的活動を支援するとともに、医療や福祉等社会基盤との連携や地域との交流促進を図る等の事業を相談支援事業と併せて実施する事業です。
デイサービス型 地域活動支援事業(Ⅱ型)	機能訓練や社会適応訓練、創作的活動等を提供する事業です。
作業所型 地域活動支援事業(Ⅲ型)	創作的活動や生産活動等を提供する事業です。

《精神障害者地域生活支援広域調整会議》

区 分	事 業 内 容
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	関係行政機関、精神科病院、その他の医療機関、地域援助事業者、ピアサポーター等が広域的な観点から地域の課題を共有化した上で精神障害者が地域の一員として安心して暮らせる「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を目指します。
精神障害者ピアサポート活用事業	精神科病院に入院中の精神障害者の地域生活への移行に向けて、ピアサポーターの要請を行い、自らの経験を生かした働きかけを行う等、当事者によるピアサポートを実施します。

《計画相談支援・地域相談支援》

計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者等を対象とし、支給決定前のサービス等利用計画(案)の作成から支給決定後のサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行い、さらに一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証及び計画の見直しを行う(モニタリング)ことにより、障害者等の抱える課題の解決や適切なサービス利用を図るサービスです。指定特定相談支援事業者が担います。	
地域相談支援	地域移行支援	地域移行支援と地域定着支援に区分され、指定一般相談支援事業者が担います。 精神科病院の入院患者等を対象に居住の確保やその地域における生活に移行するための支援を行うサービスです。
	地域定着支援	一人暮らしの方等を対象に、いつでも連絡が取れる体制を確保し、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に対応するサービスです。